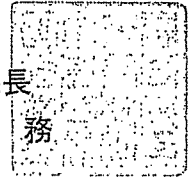




国海査第532号
平成22年3月18日

社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 山田 信三 殿

国土交通省
海事局検査測度課長
秋田 務



船舶検査の方法の一部改正について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃から船舶安全行政に対し、ご理解を賜りありがとうございます。
さて、今般、別紙のとおり、船舶検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせいたします。



平成22年3月18日

船舶検査の方法の改正概要について

標記について、近年の製造技術及び製造実績等を背景にした製品品質の安定並びに検査手法の向上を考慮して、今般、認定事業場における検査の方法 F編（認定物件に係る検査）を別添のとおり改正することとした。

改正の要点

1. F編 3. 機関の表中「大型」の区分を廃止

これに伴い、同区分に規定されていた蒸気タービン、ガスタービン、ボイラ（小型のボイラ等を除く）を、特殊型に改めて規定する。

なお、表中の物件の記載の順序を船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第3条にあわせたため、形式的に全面改正する。

2. 抽出母集団について

抽出母集団については、これまで1週間又は1ヶ月単位にまとめた受検物件としていたが、今回の改正でこれを1ヶ月又は3ヶ月単位にまとめた受検物件とすることに改正する。

3. 排気タービン過給機

排気タービン過給機については、新型を除きすべて自主検査とする。